

# 香川県報



号外 3

平成 18 年

8月18日(金曜日)

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

### 公安委員会規則

●銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

### 公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年八月十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

### 香川県公安委員会規則第十八号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正）

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第一項中「銃砲刀剣類製造等届出済証明書」を「銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書」に改める。

第三章中第三十二条の前に次の一条を加える。

（準空気銃製造事業等の届出）

第三十二条の二 第三条第一項の規定は、施行規則第十六条の四第三項の規定により届

出者に交付する準空気銃製造事業等届出済証明書について準用する。

2 施行規則第十六条の四第四項の規定による準空気銃の製造又は輸出の事業の廃止の届出は、別記様式第二十号の準空気銃製造・輸出事業廃止届出書を提出して行わなければならない。

第三十六条第二項中「又は刀剣類」を「若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

第三十七条ただし書中「及び公衆の見やすい場所」を削る。

別記様式第一号中「第33条」を「第32条の2、第33条」に改める。

別記様式第二号中「銃砲刀剣類製造等届出済証明書」を「銃砲刀剣類製造事業等届出済証明書」に改め、同様式備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 届出人が法人である場合は、届出人は、その所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載してください。

別記様式第十七号から別記様式第二十号までを次のように改める。

別記様式第17号から別記様式第20号までを次のように改める。

別記様式第20号(第32条の2 関係)

準空気銃製造・輸出事業廃止届出書

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第16条の4 第4項の規定により、準空気銃の製造の事業を輸出の事業を廃止したので次のとおり届け出ます。

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出人氏名 ㊟

主たる事務所の名称及び所在地	
事業場の名称及び所在地並びに責任者の住所及び氏名	
廃止年月日及び理由	
返納の書類	準空気銃製造事業等届出済証明書

備考

- 届出人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 届出人が法人である場合は、届出人氏名欄は、その名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第二条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表二十八の項中

第二十二條の二第一項	模造けん銃の製造又は輸出を業とする者の届出の受理

を

第二十一條の三第一項第四号	準空気銃の製造又は輸出を業とする者の届出の受理
第二十二條の二第一項	模造けん銃の製造又は輸出を業とする者の届出の受理

に、

「一時保管の銃砲刀剣類」を「一時保管の銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃」に改め、同項2中

第十七條の二第三項	模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届出の受理

を

第十六條の四第二項	準空気銃製造等届出書の記載事項変更届出の受理
第十六條の四第三項	届出を受理した旨の記載をした届出書の交付
第十六條の四第四項	準空気銃製造等の廃止の届出の受理
第十七條の二第三項	模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届出の受理

に

改める。

附則

この規則は、平成十八年八月二十一日から施行する。

平成十八年八月十八日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています